

徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第7条第1項ただし書きの規定
により非公開審議に該当するとする議決について

〔 平成14年5月1日 〕
〔 徳島県都市計画審議会議決 〕

- 一 土地区画整理法第55条第3項、第69条第3項及び第71条の3第6項の規定に基づき、利害関係者から提出された事業計画等に関する意見書の写しを配布して審議をする場合。
- 二 予備審査、運営に関する審議をする場合。